

砂 川 市 条 例 第 4 号
令和 5 年 3 月 1 3 日

砂川市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市情報公開条例の一部を改正する条例

砂川市情報公開条例（平成8年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条、第3条、第4条及び第5条（見出しを含む。）中「公開」を「開示」に改める。

第6条の見出し中「公開」を「開示」に改め、同条中「公開」を「開示」に、「次の各号」を「次」に改める。

第7条の見出し中「公開」を「開示」に改め、同条第1項中「公開請求」を「開示請求」に、「の翌日から起算して14日」を「から15日」に、「公開又は全部の非公開」を「開示又は全部の不開示」に、「公開決定」を「開示決定」に改め、同条第2項及び第3項中「公開」を「開示」に改め、同条第4項中「その期間を」の次に「30日以内に限り」を加え、「公開」を「開示」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（開示決定等の期限の特例）

第7条の2 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- （1） この条の規定を適用する旨及びその理由
- （2） 残りの公文書について開示決定等をする期限

第8条の見出し中「公開」を「開示」に改め、同条中「公開請求」を「開示請求があったときは、開示請求」に、「非公開」を「不開示」に、「を公開」を「を開示」に改め、同条第1号中「識別できる」を「識別することができる」に改め、同号イ中「身体」を「健康、生活」に改め、同条第2号中「公開」を「公に」に改め、同条第3号ただし書中「身体」を「健康、生活」に改め、同条第4号中「公開」を「公に」に改め、「、人の生命、身体又は財産の保護」を削り、「、捜査その他公共の安全の確保」を「その他の公共の安全」に、「が生ずるおそれのある情報」を「を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」に改め、同条第5号中「損なわれるおそれ」の次に「、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」を加え、同条第6号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

第9条の見出し中「公開」を「開示」に改め、同条中「公開請求」を「開示請求」に、「非公開」を「不開示」に、「公開を」を「開示を」に改める。

第10条の見出し中「公開」を「開示」に改め、同条中「公開請求」を「開示請求」に、「非公開」を「不開示」に、「公開する」を「開示する」に改める。

第11条中「公開請求」を「開示請求」に、「非公開」を「不開示」に、「公開する」を「開示する」に改める。

第12条第1項、第2項本文及び各号、第3項並びに第13条（見出しを含む。）中「公開」を「開示」に改める。

第16条中「砂川市情報公開審査会」を「砂川市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年条例第号）第1条に規定する砂川市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第17条第2号及び第3号中「公開」を「開示」に改める。

第18条中「次の各号」を「次」に改め、同条各号中「公開」を「開示」に改める。

第19条から第25条までを削り、第26条中「公開」を「開示」に改め、同条を第19条とする。

第27条中「年1回」を「毎年度」に、「公文書公開」を「公文書の開示」に改め、同条を第20条とする。

第28条を第21条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後になされた開示請求について適用し、同日前になされた公開請求については、なお従前の例による。